## 事 前 評 価 調 書

I 事業概要											
事	業名	農業農村整備事業(農地環境整備事業)									
地区名 川口地区											
事	業箇所	北設楽郡設楽町西納庫									
	業のあ らまし	本地区は、設楽町の北部に位置し、西は豊田市(旧稲武町)に隣接する国道275号線沿いに広がる水田地帯である。 本地区の用排水施設は施工後40年以上が経過し、施設の破損や老朽化が進んでいることから、維持管理に多大な労力を費やしているとともに、耕作放棄地が増加している。 このため、生産区域においては、施設の更新整備を行い生産性の向上を図るとともに、保全管理区域においては、耕作放棄地の保全活動が実施できる整備を行い、耕作放棄地に起因する悪影響の除去を図る。									
事	【達成(主要)目標】 事業目標 用排水施設を整備することにより耕作放棄地の防止を図り、中山間地域における優良を図る。										
重	業費	事業費									
7	<b>一</b>	5.5 億円 ■工事費 4.0 億円、■用補費 0.6 億円、■その他 0.9 億円									
事	業期間	採択予定年度 平成 28 年度 着工予定年度 平成 29 年度 完成予定年度 平成 32 年度									
事業内容		(生産区域) 用水路工 4.9km 排水路工 2.7km (保全管理区域) 排水路工 0.1km									
П	評価										
①事業の必要性	1) 必要	本地区は農業基盤の一次整備は実施されているが、用排水施設の破損・老朽化により、日々の水管理に多大な労力が費やされている。 こうした状況の中、優良農地を保全するため、老朽化した用排水路の整備を行うとともに、 耕作放棄地から生じる周辺農地への悪影響を防止するため、保全活動を実施できる整備も併せて実施する必要がある。									
の必要性		A: 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B: 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。									
H	判定	【理由】 農村環境の荒廃や農業存続への不安要因となっている施設の老朽化等に速やかに実施し、 優良農地の保全を図り、耕作放棄地の増加を防止する必要があるため。									

	1) 事業計画								
				H28	H29	H30	H31	H32	
②事業の実効性			調査・設計	•	<b>—</b>				
			用地補償		•			<b></b>	
			工事(生産区域)						
		工種 区分	•区画整理工		-			<b></b>	
			•用水路工		•			-	
			工事(保全管理区域)						
			•排水路工			•		<b></b>	
			事業費(億円)						
効性									
	2) 地元の合	本地区は、土地改良法に基づく申請事業であり、地元の合意形成が図られている。							
	意形成								
			A: 事業計画の実効性が期待できる。						
		A	B: 事業計画の実効性が期待できない。						
	判定		D. 7X1	1 1 1 7 7 7 7	)11±10 )0114		-		
		【理由】							
		事業計画に無理がなく、地元の合意形成も図られており、実効性が期待できる。							

## Ⅲ 対応方針

事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施が

妥当である。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。

## Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象(事業完了後5年目) □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

## 【主な評価内容】

- ・生産区域における営農状況
- 営農状況